

平成18年12月21日  
経済産業省

## 日・ブルネイ経済連携協定（EPA）交渉の大筋合意について

現在、我が国はブルネイとの間で経済連携協定（EPA）交渉を進めておりますが、今般、安倍総理大臣とボルキア国王との間で交換された親書において大筋合意が確認されました。

### 1. 経緯

本年5月の交渉開始以来、正式会合3回と分野別の専門家会合を数回開催し、精力的に交渉を行い、このたび大筋合意に至った。今般、安倍総理大臣とボルキア国王との間で親書の交換を行い、その中で両首脳は今回の大筋合意を確認するとともに、これを歓迎した。

### 2. 大筋合意の概要

#### (1) 物品貿易

両国間の往復貿易額の約99.9%を10年以内に関税撤廃する。

#### ブルネイ側：

- ブルネイへの輸出の約99.94%が10年以内に関税無税となる。
- 対ブルネイ輸出の約7割を占める自動車関連品目は、原則3年以内の関税撤廃と、韓アセアンFTA並みの譲許を確保。これを含め、対ブルネイ輸出の96%超を3年以内に撤廃。

#### 日本側：

- ブルネイからの輸入の約100%が10年以内に関税無税となる。
- 鉱工業品については、ほぼ全ての品目で協定発効後即時に関税撤廃。

#### (2) エネルギー

エネルギー分野における安定的で両国の利益となるような関係の維持・強

化の重要性を確認し、安定供給確保のため、輸出入規制等の政策変更を取る際の既存の契約関係の尊重及びその際の政府間の通報・協議の枠組みの設置、環境への配慮、協力の実施、両国の対話の枠組みの設置を盛り込むことで合意した。今後、具体的な条文について更に交渉の上確定する。

### (3) サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備した。今後、自由化約束の更なる改善に向けて交渉を継続する。

### (4) 投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備した。今後、自由化の例外分野を特定・リスト化する作業を継続する。

### (5) その他

両国のビジネス環境の整備を図るため、政府関係者及び民間部門の関係者の参加する対話の枠組みを設置する。また、二国間の経済連携の強化のため、貿易投資促進、教育・人材育成等の分野において協力を実施する。

(本発表資料のお問い合わせ先)

通商政策局経済連携課

担当者：岩田調査官、矢田課長補佐

電話：03-3501-1511 (内線 2981~4)

03-3501-1592 (直通)